

欧州委員会，サムスンの標準必須特許に関する確約の申出について意見募集を開始

2013年10月23日
JETRO デュッセルドルフ事務所

昨年12月，欧州委員会は，サムスンがアップルに対して多数のEU加盟国において自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めを求めていたことを受け，これをEU反トラスト規則が禁じている支配的な地位の濫用に該当するとの予備的見解をサムスンに通知していた。この事案に関し，欧州委員会は10月17日付けのプレスリリースにおいて，サムスンが自身の有する携帯電話通信分野の標準必須特許の権利行使について，欧州委員会が懸念する競争法上の問題を解消すべく，向こう5年間，特定のライセンスの枠組みに合意するいかなる企業に対しても侵害差止請求を行わない旨の確約を申し出ていたところ，サムスンが提示するこの確約に関し，利害関係を有する第三者からの意見募集（Market Test）を行う旨を報じた。そして，その翌日の10月18日には，欧州委員会から当該意見募集の通知が公表されたところ，意見募集の期間は，この通知の公表日から1か月間とされている¹。

本プレスリリース及び意見募集の通知の内容によれば，サムスンが申し出たのは，同社が保有する，スマートフォン及びタブレット携帯電話に搭載される現在及び将来の標準必須特許に基づく侵害差止請求を，以下の2点を主たる要素とするライセンス枠組み²に合意するいかなる企業に対しても，5年間差し控えることを確約するというもの。

<ライセンスの枠組みの主たる要素>

- ① 交渉期間は12か月とする。
- ② この交渉期間内に合意に至らなかった場合，両当事者は，裁判所又は調停人のいずれかによる第三者が決定した，公平で妥当で差別の無い，いわゆる「FRAND条件（fair, reasonable and non-discriminatory terms）」に服する。

¹ 10月18日付けで公表された，欧州委員会の意見募集の通知（Market Test Notice）「Communication from the Commission published pursuant to Article 27(4) of Council Regulation (EC) No 1/2003 in Case AT.39939 — Samsung — Enforcement of UMTS standard essential patents Text with EEA relevance」の段落14には「the Commission invites interested third parties to submit their observations on the commitments. These observations must reach the Commission *not later than one month following the date of this publication.*」と記載されている（強調は執筆者による。本通知の全文は，本文末尾の参考情報参照。）。

² なお，このライセンスの枠組みにおいても，以下の場合に限り，サムスンによるライセンス希望者に対する標準必須特許に基づく侵害差止請求が許されることとされている。「ライセンス希望者がサムスンに対して自身の携帯電話必須特許に基づいて侵害差止請求をしている状況であって，かつ，その後サムスンが双方の標準必須特許に関してFRAND条件に基づくライセンス契約交渉の実施を要請するレターを署名・送付していた場合」脚注1に前掲の欧州委員会の意見募集の通知の段落10参照。

本プレスリリース及び意見募集によれば、本意見募集を経て、サムスンの申し出たこの確約が欧州委員会による懸念を十分に解消するものである場合、欧州委員会はこの法的拘束力を持たせる旨の決定を行うことができる³。ただし、その決定は、EU 競争法違反の存在を結論付けるものではなく、サムスンの申し出る確約について同社に法的拘束力を及ぼすものであり、例えば、このような確約をした企業（本件の場合は、サムスンが該当）がそれを遵守しない場合、欧州委員会は同企業の全世界での年間売上高の 10%を上限とする制裁金の支払いを、その企業に EU 競争法違反があるかどうかを判断することなく科すことができる。

本プレスリリースによると、欧州委員会の競争政策担当のAlmunia副委員長は以下のとおりにコメントしている。

「私は、サムスンの提案に関し、市場における他のプレーヤーからのフィードバックを受けるのを楽しみにしている。侵害差止めを通じて特許の権利行使をすることは、完全に合法たり得る。ただし、特許が標準に必須である場合、標準化を適切に機能させ、消費者がいわゆる特許戦争に起因する悪影響を被らないようにするために、濫用は防止されねばならない。この事件について良い解決策にいたった場合、当該産業に対して透明性をもたらすこととなろう」

Almunia 副委員長が述べているとおり、この事件について解決策が見出されれば、標準必須特許をめぐる侵害差止請求をめぐる問題について、EU 競争法に抵触しないと考えられる具体的手続の事例が示されることとなる。その結果、携帯電話通信の産業分野の標準必須特許戦争に一定の予見可能性が提供されることとなろう。

他方で、本プレスリリースに伴って欧州委員会から公表された Q&A によれば、「サムスンが提案している確約は、その標準必須特許の合理的な実施料率又は実施料ベースがどの程度であるべきかに及んでいるか？」との問いに対し、欧州委員会は以下のとおり回答している。

「欧州委員会は、異議告知書において、本件の実施料又は実施料ベースの合理性について何らの見解も示していない。一般的に、各国の裁判所及び調停人がこれを判断するのに十分な資質を備えている。欧州委員会は、標準必須特許に基づく侵害差止請求が、標準必須特許保有者に対し、標準必須特許を FRAND 条件でライセンスする旨を確約していたにもかかわらず、ライセンス希望者に不当に大きな影響力を及ぼすことを懸念している。」

この回答ぶりから、少なくとも当面の間は、標準必須特許ライセンスに係る実施料率の問題については立ち入らないつもりであるとの欧州委員会の姿勢が透けて見えて、とても興味深い。標準必須特許をめぐるのは、侵害差止めの可否と並んで、その実施料の合理性の問題が、企業のビジネスを直接左右する要素として長らく注目されてきた。欧州委員会

³ EU 反トラスト規則(EC) No. 1/2003 の第 9 条によれば、欧州委員会は、関係事業者が欧州委員会の異議告知書等において表明した懸念に合致する確約を申し出る場合、その確約が当該事業者を拘束する旨の決定を行うことができることとされている。

のこのスタンスが暫定的なものかどうかは今後の議論の蓄積を待つほかないが、携帯電話通信の分野での特許権行使の活発化が侵害差止めの可否の問題の検討を後押しした事実にかんがみれば、市場におけるプレーヤーの今後の活動如何によっては、実施料の合理性の問題についても議論が大きく動き始める可能性も否定できない。いずれにしても、欧州における標準必須特許の権利行使をめぐる競争法上の議論が着実に前に進んでいることは確かであるところ、その行方を、引き続きしっかりと捕捉していきたい。

— 欧州委員会の本件に係るプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission consults on commitments offered by Samsung Electronics regarding use of standard essential patents](#)

— 欧州委員会の意見募集の通知 (Market Test Notice) は、以下参照 —

[Communication from the Commission published pursuant to Article 27\(4\) of Council Regulation \(EC\) No 1/2003 in Case AT.39939 — Samsung — Enforcement of UMTS standard essential patents Text with EEA relevance](#)

— 欧州委員会の本件に係る Q&A は、以下参照 —

[MEMO, Antitrust: Commission seeks feedback on commitments offered by Samsung Electronics to address competition concerns on use of standard essential patents – questions and answers](#)

— 2012年12月のサムスン対アップル事件に係る欧州委員会の異議告知書に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、携帯電話標準必須特許の濫用の可能性についてサムスンに異議告知書を送付 \(2013年1月7日\) \(PDF\)](#)

(以上)